

令和8年度八戸市省エネルギー診断受診支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格の高騰が続く中で、中小企業等におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量削減の取組を推進するために、事業所における省エネ診断の受診（以下「補助事業」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に定める要件に該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者とししない。

- (1) 市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）を滞納している者
- (2) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者

(補助対象要件等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表に定める要件の全てを満たす事業とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請の受付)

第6条 補助金の交付申請の受付期間は、令和8年6月12日から同年12月21日までとする。

- 2 補助金の交付申請は、受付順に整理するものとする。
- 3 郵送による交付申請は、補助金交付申請書が八戸市庁に到着した日を受付日とする。
- 4 第15条第1項の規定により行われる電子メールによる交付申請は、午後5時以前に受信した場合は受信日を受付日とし、午後5時より後に受信した場合は受信日の翌日を受付日とする。
- 5 前2項の規定による受付日が、市の休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、市の休日の翌

日を受付日とする。

- 6 交付申請のあった補助金額の合計が予算の額に達した場合は、第2項から第5項までの規定にかかわらず、交付申請の受付を停止する。この場合において、当該予算の額に達した日を受付日とする交付申請が複数あるときは、当該日の交付申請分について抽選を行い、受理する者を決定する。

(交付申請)

第7条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 規則第3条の市長が定める書類は、別記第1号様式に定めるとおりとする。

(交付決定)

第8条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(補助事業の着手)

第9条 補助対象者は、規則第5条の規定による通知の日以後でなければ、補助事業に着手（補助事業に係る契約締結又は工事着工のいずれか早い方の行為をいう。）をすることができない。

(補助事業の変更等)

第10条 規則第7条の書類は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 市長は、規則第7条の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、変更等を承認したときは、変更等承認書（別記第5号様式）により通知するものとする。
- 3 補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更となった場合における当該変更後の補助金額は、規則第5条の規定により通知した交付決定額の範囲内とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の実績報告書は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 規則第12条の市長が定める書類は、別記第6号様式に定めるとおりとする。
- 3 規則第12条の規定による実績報告の期限は、令和9年1月29日とする。

(交付確定)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(調査等への協力)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する調査等の依頼があったときは、これに協力しなければならない。

(電子メールによる申請等)

第15条 補助対象者は、規則第3条の規定による交付の申請、規則第7条の規定による書類の提出、規則第12条の規定による実績報告及び第13条の規定による交付の請求を、電子メールを利用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、書面により行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から実施する。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

省 エ ネ ル ギ ー 診 断	補助 対象 者	<p>中小企業者等（次のいずれかに掲げる者をいう。以下同じ。）であって、事業を営む市内の事業所の省エネルギー診断を受診する者</p> <p>ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者</p> <p>イ 会社以外の法人であって、アに掲げる者に準ずるもの。この場合において、当該法人に該当するかどうかの判断をするときは、中小企業基本法第2条第1項各号中「会社」及び「会社及び個人」とあるのは「法人であって会社以外のもの」と読み替えて適用し、当該判断をするものとする。</p>
	要 件	<p>(1) 事業を営む市内の事業所の設備等に対する省エネルギー診断として受診するものであること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する省エネルギー診断であること。</p> <p>ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断</p> <p>イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断</p> <p>ウ 地方公共団体から委託を受けた者が当該受託事業として実施する省エネルギー診断</p>
	補助 対象 経 費	<p>省エネルギー診断の受診に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。</p>
	補助 金 額	<p>補助対象経費の全額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。ただし、一事業者当たり3万円を上限とし、補助金の交付は1回を限度とする。</p>